

※記載例

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

宮城県知事 殿

仙台市内の排出事業場については、「仙台市長」あてに、仙台市に提出しなければなりません。

報告者

住 所 宮城県××市……………

氏 名 □□株式会社 代表取締役 ……………
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号 022-211-2648

代表者印は特に必要ありません。

実際に廃棄物が排出された事業所の住所を記入してください（本社等の住所ではありません）。

設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が複数ある場合（建設現場）、それらの交付状況を一事業場としてとりまとめ、事業場名称は「県内建設工事」や「県内解体工事」等とし、所在地を「県内一円（仙台市除く）」とします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	□□株式会社 ▼▼営業所		業 種	06 総合工事業					
事業場の所在地	▽▽市……………								
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	20	20	04……………	有限会社○○	○○町☆☆字……………	04……………	◇◇株式会社	運搬先に同じ
2	廃プラスチック類	15	3	04……………	××株式会社	○○町☆☆字……………	04……………	◇◇株式会社	運搬先に同じ
3	がれき類	152	30	04……………	■■■有限公司	××市…	04……………	■■■有限公司	運搬先に同じ
4	がれき類 （石綿含有産業廃棄物）	2	1	04……………	■■■有限公司	★★町…	04……………	○○公社	運搬先に同じ

日本標準産業分類（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/>）の中分類を記入します。

排出量は「トン」で記載します。

廃棄物の種類が異なる場合は、別の行に記載します。

「石綿含有産業廃棄物」を含む場合は、その旨を記載します。

廃棄物の種類が同じ場合でも、受託者が異なる場合は別の行に記載します。

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

複数の建設現場は、一事業場としてまとめて提出します。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類

No.	略称	産業廃棄物の種類	備考	換算係数
1	燃え殻	燃え殻	焼却残灰、石炭がら、灰かす、炉清掃物等	1.14
2	汚泥	汚泥	製造業、廃水処理等で生ずる泥状のものであって有機性・無機性のもの、建設汚泥	1.1
3	廃油	廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等	0.9
4	廃酸	廃酸	酸性廃液	1.25
5	廃アルカリ	廃アルカリ	アルカリ性廃液	1.13
6	廃プラ	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等	0.35
7	紙くず	紙くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業等の紙くず	0.3
8	木くず	木くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、木材・木製品製造業、パルプ製造業等、流通に使用したパレットの木くず	0.55
9	繊維くず	繊維くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、繊維工業の天然繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物	1
11	動物系固形不要物	動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食鳥処理場で食鳥処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内臓等	1
12	ゴムくず	ゴムくず	天然ゴムのくず	0.52
13	金属くず	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず	1.13
14	ガラコン	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く。)	1
15	鉱さい	鉱さい	電気炉等の鉱さい、廃鋳物砂等	1.93
16	がれき類	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片	1.48
17	動物のふん尿	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、にわとり等のふん尿	1
18	動物の死体	動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、にわとり等の死体	1
19	ばいじん	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、産業廃棄物の焼却施設等において発生するばいじん	1.26
20	建設混合廃棄物	建設混合廃棄物	建設系マニフェストで、混合に分類されているもの	0.26
21	石綿含有(廃プラ)	石綿含有産業廃棄物(廃プラ)	石綿含有産業廃棄物のうち、廃プラとして分類できるもの	0.35
22	石綿含有(ガラコン)	石綿含有産業廃棄物(ガラコン)	石綿含有産業廃棄物のうち、ガラコンとして分類できるもの	1
23	石綿含有(がれき類)	石綿含有産業廃棄物(がれき類)	石綿含有産業廃棄物のうち、がれき類として分類できるもの	1.48
24	石綿含有産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃プラ、ガラコン、がれき類のいずれにも分類できない石綿含有産業廃棄物	0.26
25	廃石膏ボード	廃石膏ボード	建設系マニフェストで、廃石膏ボードに分類されているもの	0.3
26	コンクリートがら	コンクリートがら	建設系マニフェストで、コンクリートがらに分類されているもの	1.48
27	アスコンがら	アスコンがら	建設系マニフェストで、アスコンがらに分類されているもの	1.48
28	その他の産業廃棄物	その他の産業廃棄物	No.1~27, 29~38のいずれにも該当しない産業廃棄物、13号廃棄物	1
29	水銀使用(蛍光管)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管)	蛍光ランプ	1
30	水銀使用(医薬品・農業)	水銀使用製品産業廃棄物(医薬品・農業)	名称や表示から判別可能な水銀含有の医薬品・農業	1
31	水銀回収義務付け品	水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務付け品)	気圧計、湿度計、液柱型圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、ガラス製温度計、水銀充滿圧力式温度計、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計、スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるもの)など	1
32	水銀使用製品産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	No.29, 30, 31のいずれにも該当しない水銀使用製品産業廃棄物	1
33	水銀含有(ばいじん)	水銀含有ばいじん等(ばいじん)	水銀を15mg/kgを超えて含有するばいじん	1.26
34	水銀含有(燃え殻)	水銀含有ばいじん等(燃え殻)	水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻	1.14
35	水銀含有(汚泥)	水銀含有ばいじん等(汚泥)	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥	1.1
36	水銀含有(廃酸)	水銀含有ばいじん等(廃酸)	水銀を15mg/Lを超えて含有する廃酸	1.25
37	水銀含有(廃アルカリ)	水銀含有ばいじん等(廃アルカリ)	水銀を15mg/Lを超えて含有する廃アルカリ	1.13
38	水銀含有(鉱さい)	水銀含有ばいじん等(鉱さい)	水銀を15mg/kgを超えて含有する鉱さい	1.93
39	特管 廃油	特管 廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類	0.9
40	特管 廃酸	特管 廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸	1.25
41	特管 廃アルカリ	特管 廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ	1.13
42	感染性廃棄物	感染性廃棄物	感染性病原体を含む又はそのおそれのある、輸入された廃棄物及び医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針など	0.3
43	PCB等	PCB等	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	1
44	廃水銀等	廃水銀等	特定の施設から生じた廃水銀等、廃水銀処理物	1.26
45	廃石綿等	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿等	0.3
46	特定有害 燃え殻	特定有害 燃え殻	廃棄物処理法施行令に定める特定施設等から処分するために排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	1.14
47	特定有害 汚泥	特定有害 汚泥	排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	1.1
48	特定有害 廃油	特定有害 廃油	排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	0.9
49	特定有害 廃酸	特定有害 廃酸	排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	1.25
50	特定有害 廃アルカリ	特定有害 廃アルカリ	排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	1.13
51	特定有害 鉱さい	特定有害 鉱さい	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんのいずれにも該当しない場合は、その他の特別管理産業廃棄物を選択する。	1.93
52	特定有害 ばいじん	特定有害 ばいじん	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんのいずれにも該当しない場合は、その他の特別管理産業廃棄物を選択する。	1.26
53	その他の特別管理産業廃棄物	その他の特別管理産業廃棄物	No.39~52のいずれにも該当しない特別管理産業廃棄物	1

報告様式の「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」欄には、略称で記載願います。

体積(立方メートル)を重量(トン)に換算する係数